

診療報酬改定概要（抜粋）

令和6年2月14日の厚生労働省中央社会保険医療協議会総会（第584回）において承認された答申にて、眼科関連の診療報酬につきましては、下記のように変更されました。なお、3月上旬（予定）の告示をもって正式な改定の見通しです。

通常は4月1日施行ですが、今回の改定からは6月1日施行に変更になっておりますので、ご注意ください。

- ※1. 【 】カッコ内は現在の点数
- ※2. 現在の点数より増点には黄色
減点には水色をマーキングした
(増減なし、新設は除く)

1. A400 短期滞在手術基本料

1 短期滞在手術等基本料1（日帰りの場合）

イ 主として入院で実施されている手術を行った場合

- (1) 麻酔を伴う手術を行った場合 2,947点【2,947点】
- (2) (1)以外の場合 2,718点【2,718点】

[算定要件] (3) 短期滞在手術基本料の「1」の「イ」主として入院で実施されている手術を行った場合とは、以下に掲げる手術等を行った場合をいう。

ク「K282」水晶体再建術の「1」眼内レンズを挿入する場合の「イ」縫着レンズを挿入するもの

ケ「K282」水晶体再建術の「2」眼内レンズを挿入しない場合

コ「K282」水晶体再建術の「3」計画的後嚢切開を伴う場合

ロ イ以外の場合

- (1) 麻酔を伴う手術を行った場合 1,588点【新設】
- (2) (1)以外の場合 1,359点【新設】

2 短期滞在手術等基本料3（4泊5日までの場合）

(※今回「片側」「両側」と分かれた項目は「両側」を【新設】の扱いとし、いずれも増減マーキングの対象外とした)

タ K202 涙管チューブ挿入術 1 涙道内視鏡を用いるもの(片側)8,663点【11,312点】
(生活療養を受ける場合にあっては、8,589点)【11,238点】

- レ K202 涙管チューブ挿入術 1 涙道内視鏡を用いるもの(両側) 13,990点【新設】
(生活療養を受ける場合にあつては、13,916点【新設】)
- ソ K217 眼瞼内反症手術 2 皮膚切開法(片側) 6,524点【10,654点】
(生活療養を受ける場合にあつては、6,450点【10,580点】)
- ツ K217 眼瞼内反症手術 2 皮膚切開法(両側) 14,425点【新設】
(生活療養を受ける場合にあつては、14,351点【新設】)
- ネ K219 眼瞼下垂症手術 1 眼瞼挙筋前転法(片側) 11,000点【18,016点】
(生活療養を受ける場合にあつては、10,926点【17,942点】)
- ナ K219 眼瞼下垂症手術 1 眼瞼挙筋前転法(両側) 19,357点【新設】
(生活療養を受ける場合にあつては、19,283点【新設】)
- ラ K219 眼瞼下垂症手術 3 その他のもの(片側) 10,493点【16,347点】
(生活療養を受ける場合にあつては、10,419点【16,273点】)
- ム K219 眼瞼下垂症手術 3 その他のもの(両側) 17,249点【新設】
(生活療養を受ける場合にあつては、17,175点【新設】)
- ウ K224 翼状片手術(弁の移植を要するもの)(片側) 8,437点【9,431点】
(生活療養を受ける場合にあつては、8,363点【9,357点】)
- ヰ K224 翼状片手術(弁の移植を要するもの)(両側) 13,030点【新設】
(生活療養を受ける場合にあつては、12,956点【新設】)
- ノ K242 斜視手術 2 後転法(片側) 13,877点【18,326点】
(生活療養を受ける場合にあつては、13,803点【18,252点】)
- オ K242 斜視手術 2 後転法(両側) 19,632点【新設】
(生活療養を受ける場合にあつては、19,558点【新設】)
- ク K242 斜視手術 3 前転法及び後転法の併施(片側) 20,488点【22,496点】
(生活療養を受ける場合にあつては、20,414点【22,422点】)
- ヤ K242 斜視手術 3 前転法及び後転法の併施(両側) 33,119点【新設】
(生活療養を受ける場合にあつては、33,045点【新設】)
- マ K254 治療的角膜切除術 1 エキシマレーザーによるもの(角膜ジストロフィー又は帯状角膜変性に係るものに限る。)(片側) 16,748点【20,426点】
(生活療養を受ける場合にあつては、16,674点【20,352点】)
- ケ K254 治療的角膜切除術 1 エキシマレーザーによるもの(角膜ジストロフィー又は帯状角膜変性に係るものに限る。)(両側) 28,464点【新設】
(生活療養を受ける場合にあつては、28,390点【新設】)
- フ K268 緑内障手術 6 水晶体再建術併用眼内ドレーン挿入術(片側) 34,516点【37,155点】
(生活療養を受ける場合にあつては、34,442点【37,081点】)
- コ K268 緑内障手術 6 水晶体再建術併用眼内ドレーン挿入術(両側) 67,946点【新設】

(生活療養を受ける場合にあっては、67,872点【新設】)

エ K282 水晶体再建術 1 眼内レンズを挿入する場合 □ その他のもの (片側)
17,457点【17,888点】

(生活療養を受ける場合にあっては、17,383点)【17,814点】

テ K282 水晶体再建術 1 眼内レンズを挿入する場合 □ その他のもの (両側)
31,685点【32,130点】

(生活療養を受ける場合にあっては、31,611点)【32,056点】

ア K282 水晶体再建術 2 眼内レンズを挿入しない場合 (片側) 14,901点【15,059点】

(生活療養を受ける場合にあっては、14,827点)【14,985点】

サ K282 水晶体再建術 2 眼内レンズを挿入しない場合 (両側) 25,413点【25,312点】

(生活療養を受ける場合にあっては、25,339点)【25,238点】

2. 検査

D256-2 眼底三次元画像解析 190点【200点】

D257 細隙灯顕微鏡検査 (前眼部及び後眼部) 110点【112点】

D006-30 遺伝性網膜ジストロフィ遺伝子検査 20,500点【新設】

3. 注射

G012 結膜下注射 42点【27点】

G014 球後注射 80点【60点】

G015 テノン氏嚢内注射 80点【60点】

G016 硝子体内注射 600点【580点】

注 未熟児に対して行った場合には、未熟児加算として、600点を所定点数に加算する。【新設】

4. 手術

K239 眼球内容除去術 7,040点【6,130点】

K241 眼球摘出術 4,220点【3,670点】

K256 角膜潰瘍結膜被覆術 3,040点【2,650点】

K257 角膜表層除去併用結膜被覆術 9,540点【8,300点】

K259-3 ヒト羊膜基質使用自家培養口腔粘膜上皮細胞移植術 52,600点【新設】

K261 角膜形成手術 3,510点【3,060点】

K271 毛様体光凝固術 【5,600点】

1 眼内内視鏡を用いるもの 41,000点【新設】

2 その他のもの 5,600点【5,600点】

K278 硝子体注入・吸引術 2,620点【2,280点】

K284 硝子体置換術 7,920点【6,890点】